

議案第 22 号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安田真一郎

平成9年3月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和61年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条の2中「100分の103」を「100分の105」に改める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行し、この条例による改正後の三朝町公共下水道条例第22条の2の規定は、平成9年4月分としての算定に係る使用料から適用し、同月分前の分としての算定に係る使用料については、なお従前の例による。